

財団法人阿蘇市地域振興公社の問題について

阿蘇市が全額出資する財団法人阿蘇市地域振興公社の管理運営面については市民の皆様への関心度も高く、種々の諸問題も山積されてきましたので、この解明に向けて鋭意努力してきましたが、完全解明については更に時間が必要となりますので、一応の中間報告として、これまでの経過を公社理事会よりお知らせします。

公社運営に伴う問題点

平成17年11月1日付の公社事務局長の人事異動に伴い、前局長より後任の事務局長に事務引継ぎが行なわれましたが、諸規則等の整備もほとんど無く、かつ前局長の公文書や備品の自宅への持ち帰り、重要事項や未処理事項の引継ぎがなされていないことから、公社の事務処理も非常に困難を極めてまいりました。

また、振興公社の問題については、合併直後から阿蘇市議会の一般質問でも指摘を受けていました。

このようなことから、公社だけの調査では偏った判断を行なう恐れがあることから、全額出資団体である阿蘇市による公正な調査が望ましいと理事会において判断し、平成18年7月13日付で阿蘇市長に対し、財団法人阿蘇市地域振興公社事務処理における調査委員会の設置についての依頼を行いました。

また、本年5月に実施された平成17年度の公社決算監査においても、公社監事(阿蘇市監査委員兼務)より、決算監査報告における監査所管として16項目の指摘を受けました。

阿蘇市調査委員会の設置及び調査

その主なものとして、旧阿蘇町時代に公社が事業主体となつた阿蘇町給食センター建設事業、西湯浦園地事業、また公社職員の人事や給与等の事務処理並びに会計処理においても、不明朗な部分や統一的な取扱いがされていない等が

公社からの依頼を受けた阿蘇市では、平成18年8月24日「財団法人阿蘇市地域振興公社事務処理に関する阿蘇市調査委員会」(宮川清喜阿蘇市収入役を委員長とし、職員6名を含む7名で構成)を設置し、

【財団法人阿蘇(町)市地域振興公社とは】

平成元年8月1日に阿蘇町が全額出資(基本財産3千万円)して設立した団体で、町の基本構想を尊重し、阿蘇町と一体となって全町の視野に立った地域開発のための事業を実施、阿蘇町の経済発展と市民の福祉増進に寄与することを目的とし、町(現在阿蘇市)からの業務委託による調査、研究及び土地利用計画策定業務、公共施設の管理運営の受託事業、自然環境との調和や保養地を目指した「農村リゾート構想」推進のための企業の誘致活動及びそれに付帯する事業、その他公社の目的を達成するために必要と認める事業の4つの事業を柱としています。

合併後「財団法人阿蘇市地域振興公社」と変更し、熊本県及び阿蘇市等から次の事項の業務を主として受託しています。

- ・阿蘇みんなの森管理業務(熊本県指定管理者)
- ・阿蘇体育館管理運営業務(阿蘇市指定管理者)
- ・農村公園あびか管理運営業務(阿蘇市指定管理者)
- ・ふれあい農園管理運営業務(阿蘇市指定管理者)
- ・農村環境改善センター管理運営業務(阿蘇市指定管理者)
- ・アゼリア21管理運営業務(阿蘇市指定管理者)
- ・阿蘇広域行政事務組合RDF等関連受託業務
- ・阿蘇山公園有料道路料金徴収・市営売店管理業務
- ・阿蘇給食センター調理及び配送業務
- ・温泉センター「夢の湯」管理業務
- ・阿蘇北中・碧水小・波野小スクールバス運行管理業務
- ・波野地区福祉バス運行管理業務
- ・内牧・黒川保育園バス運行業務
- ・市役所本庁・支所宿日直業務
- ・波野診療所受付業務
- ・阿蘇中央病院看護補助及び透析患者送迎業務
- ・阿蘇テレワークセンター管理運営業務

職員数は11月1日現在で、正職員29名、契約職員29名、嘱託職員55名、臨時職員10名の合計123名となっています。

調査が開始されました。

調査は、阿蘇給食センター建設工事全般、西湯浦園地事業経過全般、公社事務全般の主に3つに分けて、それぞれ班編成を行い書類調査や前局長からの聞き取り調査が行われました。

調査委員会の調査結果及び理事会の対応

阿蘇市による調査委員会の調査結果は、10月6日に宮川委員長より公社理事長に報告がされましたので、本来ならばその結果を公社理事会より

市民の皆様にご承知のようですが、皆様も既にご承知のように9月定例会市議会において、財団法人阿蘇市地域振興公社への個別外部監査請求が可決され、10月10日から12月22日までにかけて、公社に対する個別外部監査が実施されているため、公社理事会を開催して取扱いを協議した結果、調査委員会の調査内容と個別外部監査の調査内容がほとんど重複すると思慮されるため、現段階において一方的に公社が独自で市民に公表を行うことは差し控え、個別外部監査の結果が阿蘇市より公表された段階で、公社として対応を含めて公表を行う予定としました。

個別外部監査の内容について

個別外部監査は地方自治法第252条の40及び42の規定に基づいて実施されるもので、10月10日に阿蘇市告示第79号により告示され、個別外部監査の請求に係る事項として、財団法人阿蘇市地域振興公社に係る次の事項が個別外部監査人により調査されています。阿蘇市地域振興公社からの



税務課から申告の準備についてのお知らせ

農業収支内訳書記入説明会のご案内

～各種領収書等、早めの準備をお願いします。～

平成18年分住民税及び国民健康保険税の申告を前に、農業及び肉用牛所得者を対象とした農業収支内訳書の記入説明会を開催します。

会場の都合上、行政区別に開催しますが、ご都合のつかない場合は別の会場に参加されても結構です。

また、この説明会は、住民税申告者を対象に開催しますが、所得税確定申告者も参加できます。

参加できなかった方は、本庁税務課及び各支所税務担当窓口にて「収支内訳書(農業所得用)作成の手引き」を準備していますので、必要な方はご利用ください。詳しくは市役所税務課(TEL 22-3148)までお問い合わせください。

日程	場所	時間	行政区名
12月 19日 (火)	阿蘇市役所 北側別館 (会議室)	午前の部 10:00 ～12:00	町1区、町2区、北1区、北2区、東1区、東2区、東3区、西1区、西2区、西3区、古神1区、古神2区、古神3区、分1区、分2区、分3区、塩塚、古閑、神石、福岡、上町、東仲町、西仲町、下町、桜町、福原、馬場、豆札、古城1区、古城2区、古城3の1区、古城3の2区、古城4区、古城5の1区
		午後の部 13:30 ～15:30	古城5の2区、古城6区、古城7区、原口、上井手、下井手、中原、西井手、上西河原、下西河原、上東下原、下東下原、西下原、片隅、荻の草、舞谷、道尻、下役犬原、上役犬原、西町、竹原、蔵原
12月 20日 (水)	農村環境改善センター (農事研修室)	午前の部 10:00 ～12:00	内牧1区、内牧2区、内牧3区、内牧4区、内牧5区、成川、小里、南宮原、湯浦、西湯浦、深葉、西小園、折戸、宇土、浜川、鷲の石、春の口、山田、小倉、西小倉、小池、黒流町、今町、下の原、新村、小野田町、本村、茗ヶ原、東黒川、坊中、南黒川
		午後の部 13:30 ～15:30	元黒川、北黒川、上西黒川、下西黒川、乙姫、黒川千丁、永草、枳、赤水、車帰、狩尾1区、狩尾2区、狩尾3区、跡ヶ瀬、的石
12月 21日 (木)	波野公民館 (大研修室)	午前の部 10:00 ～12:00	檜木野、赤仁田、小園、小地野、笹倉、坂の上、大道、立塚、横堀、遊雀、中道、山崎、仁田水、中江、滝水

財産(阿蘇給食センター)取得の経緯に関する事項
旧阿蘇町の損失補償に基づき建設された阿蘇給食センターに関する事項
阿蘇給食センターを阿蘇市地域振興公社の資産に計上しなかったことのは非に関する事項
民間企業である(株)熊本県中央食糧が阿蘇給食センター

に参入したことのは非と負担金返還の適法性に関する事項
阿蘇市地域振興公社に支出した西湯浦園地事業補助金に関する事項
阿蘇市地域振興公社に支出した管理運営費(人件費)負担金に関する事項
阿蘇市地域振興公社の管理運営及び会計処理の適合性

終わりに
財団法人阿蘇市地域振興公社は、阿蘇市から各種の委託業務を受けて市の施設の管理運営等を行い、市が直接正職員を配置して行った場合と比較

較すると、年間約1億5千万円程度の経費節減が図られており、市の財政に大きく貢献していることは間違いありません。
今回の公社の事務処理等に對する調査委員会及び個別外部監査の結果を受けた後に、その結果を報告するとともに、市民の皆様の信頼を回復できますよう公社理事、職員一丸

となつて適切なる処置と、今後の適正な公社業務の運営にそして市民サービスの向上に取り組んでいきたいと考えていますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

